

栃木県子ども総合科学館における飲食物等販売に係る出店条件（仕様書）

栃木県子ども総合科学館における飲食物等販売に係る出店条件を以下のとおり定める。

1 出店場所

出店場所は、次のとおりとする。

栃木県子ども総合科学館（以下「科学館」という。） 栃木県宇都宮市西川田町567

屋外 2.5m×5.5m×4ヶ所=55.0㎡

※「要項 施設情報 9 敷地図」参照

2 出店に関する条件

科学館において飲食物等販売を行う者（以下「事業者」という。）は以下の条件を順守すること。

(1) 営業形態

テイクアウト形式（キッチンカーでの営業も可能）

(2) 対象期間

令和7（2025）年11月1日（土）～令和8（2026）年3月31日（火）

(3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は科学館の開館日の午前9時30分から午後4時30分までの範囲内で、次の①と②を踏まえ、指定管理者と事業者の協議によって決定する。

① 土日祝日は原則営業すること。

② 学校長期休業期間はできる限り営業すること。

(4) 事業者の制限・禁止事項

① 使用物件を2に定める以外の用途に供してはならない。

② 事業運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止する。

③ 科学館敷地内で利用者への過剰な販売勧誘は禁止する。また、第三者への利益誘導となる広告の掲示を禁止する。（ただし、事前に指定管理者と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。）

④ 酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び指定管理者が不適当と判断したものを販売してはならない。

(5) 衛生管理

事業者は、衛生管理に十分な注意を払い、責任を持って対処すること。

(6) 使用物件の清掃

① 事業者は、営業を行った日毎に使用場所の清掃を行うこと。

② 事業者は、購入者用のごみ箱を設置し、その周辺の清掃を万全に行い、ごみ箱からごみが溢れることがないように適切に維持管理を行うほか、ごみ処理は事業者の責任で適切に処分すること

(7) 使用物件の修繕

事業者は、使用物件を修繕する場合は事前に指定管理者と協議すること。

(8) 費用負担区分

事業者は、営業に係る全ての経費を負担すること。

- ① 光熱水費（電気・ガス・水道・下水道）
- ② 清掃費
- ③ ごみ・廃棄物処理費
- ④ 人件費
- ⑤ 材料費
- ⑥ 消耗品費
- ⑦ 軽微な修繕費
- ⑧ 備品及び什器等の保守管理・補充費
- ⑨ 通信費等
- ⑩ 公租公課費
- ⑪ 法令に基づく諸経費
- ⑫ その他営業上必要な経費

(9) 営業許可

事業者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可、その他法令が定める所管庁の許可を取得していること。

(10) 保険

事業者は、生産物賠償責任保険及び施設賠償責任保険並びに自動車保険（キッチンカーの場合、自動車賠償責任保険及び任意保険）等に参加すること。なお、事故等が発生した場合は、速やかに指定管理者へ報告すること。

(11) 法令等の遵守

事業者は、営業にあたり、関係法令、規則等を遵守すること。

(12) その他

- ① 搬入等に係る車両は、職員用駐車場又は指定管理者に指定された場所に駐車すること。（キッチンカーの場合は、出店場所に駐車すること）
- ② 指定管理者から以下の事項について要請があった場合は協力すること。
 - ア 電気設備点検及びその他の点検
 - イ 科学館の修繕・改修工事
 - ウ 科学館が実施する事業
 - エ 災害発生時や緊急時における指示
 - オ その他運営上必要な事項
- ③ 事業者は、感染症等の拡大防止に努めること。
- ④ この販売時事業許可条件に定めるもののほか、指定管理者が意見等を求めた場合には、事業者はそれに応じ協力すること。さらに、営業に際し必要な事項が生じた場合は、指定管理者と協議すること。

3 出店の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は事業者に対し、出店の許可を取消

し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を求めることが出来る。

- (1) 販売に附した条件に違反した場合
- (2) 偽りその他不正な手段により、出店許可を受けた場合
- (3) 科学館に関する管理運営のためにやむを得ない必要が生じた場合
- (4) 科学館の保全又は利用に著しい支障が生じた場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、科学館の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

4 原状回復

- (1) 使用物件より退去する場合は、事業者は、自己の費用で、指定管理者が指定する期日までに使用物件を原状に回復した上で返還しなければならない。
- (2) 事業者が前号の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを行い、その費用を事業者の負担とすることができる。この場合、事業者はなんらの異議を申し立てることはできない。

5 損害賠償

- (1) 事業者は、使用者が販売した飲食物を飲食したことに起因し、食中毒又は感染症等の事故が発生した場合は、その被害者に対しその損害を賠償しなければならない。
- (2) 事業者は、故意または過失により、来館者に対し損害を与えた場合は、その被害者に対しその損害を賠償しなければならない。
- (3) 事業者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。
- (4) 前号に定める場合のほか、事業者が故意又は過失により指定管理者に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

6 疑義の決定

使用物件について疑義を生じたときは、指定管理者と事業者が協議して定めること。